

第2次潟上市食育推進計画（案）の概要

1. 計画策定の趣旨

市では、市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するために、平成21年3月に食育推進計画を策定しました。

引き続き食育の推進に取り組むため、第1次食育推進計画の基本的な方向性は維持しながら、家庭・学校・地域・関係団体・行政などがそれぞれに役割を担い、互いに連携を図りながら食育を推進するために第2次食育推進計画を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は食育基本法（平成17年7月施行）第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けるとともに、上位計画である潟上市総合発展計画をはじめとする市の各種計画や国・県の食育関連計画との整合性を図りつつ、食育を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とします。

3. 計画の期間

平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の5カ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

4. 食育推進の基本的考え方

○目的

市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するとともに、地域の食文化や自然の恵みを大切にす豊かな心を持ち、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、食育を推進します。

○基本方針

- ①規則正しい食生活習慣を身に付ける
- ②安全・安心な食べ物を選択する力をつける
- ③自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を育む
- ④環境と調和した食生活を実践する
- ⑤地域の自然や食文化を生かし、伝える

○視点

- ①地域の力を生かした食育推進
- ②男女共同参画のまちとしての食育推進



潟上市食育応援団長

5. 基本的施策

（1）家庭における食育の推進

- 家庭を食育の基本となる場ととらえ、全ての世代において望ましい食習慣が習得・維持できるように取り組みます。
- 男女共同参画の視点から、男性を対象とした料理教室や、家族で参加できるイベントや講座などを実施して、家族で健康について考える機会をつくります。

（2）保育園、幼稚園、学校における食育の推進

- 保育・教育活動の中で望ましい食習慣を身につけ、自然の恵みや食に関する人々への感謝の心を育てます。
- 学校給食を生きた教材として活用し、地場農産物や加工品の導入や、生産者や給食調理従事者との交流を推進します。

（3）地域における食育の推進

- 地域団体と家庭、学校、行政が連携し、食生活の改善や世代間交流による食文化の継承などを推進します。
- 栄養バランス等に配慮した日本型食生活を見直し、食による健康づくりを進めます。
- 食育を推進する人材をさらに育成・活用し、地域の食文化の伝達、体験活動の推進に取り組みます。

（4）地産地消と環境に配慮した食生活の推進

- 直売施設において地場農産物や魚類、加工品を販売し、地産地消を推進します。
- 地場産食材の供給システムの構築を目指し、安全・安心な学校給食の充実を図ります。
- 環境への負荷を軽減し、循環型社会を実現するため、市民や生産者・事業者に対する理解を進め、自発的な取組を促進します。

（5）食品の安全性の確保や、正しく食を選択するための情報収集・提供

- 広報やホームページ等を通じて、市民が適切な情報の選択ができるよう効果的な情報発信に努めます。
- 市民講座や研修会などを実施し、食品の安全性や栄養、食習慣など食に関する知識について市民や生産者・事業者の理解を増進します。

（6）ネットワークを生かした食育の推進

- 家庭、幼稚園・保育園・学校、地域団体、生産者・事業者などとのネットワークを構築し、連携・協働できる体制や、庁内推進体制を整備し、市として一体的に施策を推進します。
- 継続的な食育推進を図るため、10月の「食の国あきた」推進月間（秋田県食育推進月間）、国の計画で定める毎月19日の「食育の日」の普及、イベント時における啓発活動などを行います。

※この基本的施策に基づいて食育を推進するため、家庭、地域、行政などの主体別にライフステージ（成長段階）に沿った具体的な取組項目を設定しています。